

ひょうごの福祉

つながりで笑顔輝く 共生のまちづくり

特集

「自分らしい暮らし」を支える
～日常生活自立支援事業を
通してみえること～

ミニ
特集

ほっとかへんネットワーク
配置による体制強化

笑顔輝く 共生のまちづくり
あなたのまちの福祉活動
セルフヘルプグループのリアル
県社協TOPICS

手軽に読める
「ひょうごの福祉」
WEBサイト



シワガラの滝は
全国でも珍しい
洞窟の中にある滝です。
(美方郡新温泉町)

ひょうた
兵太くん

ふくさん

2023
7-8

No.848

ふくみ
福美ちゃん



この機関紙は赤い羽根共同募金
配分金により発行しています。

「自分らしい暮らし」を支える 日常生活自立支援事業を通して みえること

好きなものを食べる、欲しいものを買う、趣味を楽しむ…。私たちの日々の暮らしは、深く考えたり意識したりせずとも「当たり前」にあるもので溢れています。しかし、そんな「当たり前」を守ることが、自分の力だけでは難しい人たちがいます。日常生活自立支援事業は、一人一人の「当たり前」の暮らしの実現を、地道に支えてきました。

本特集では、この事業が果たしてきた役割や意義を確認するとともに、「自分らしい暮らし」とはどのようなものか、また、それを支えるとはどういうことかを考えます。

写真上から

大切なお金、どう使う？（社協事務所にて）
安心して暮らし続ける、ほんの少しのお手伝い（利用者宅にて）
“地域で”支えるために（社協内での支援検討会議の様子）
地域の多様な主体が手を携えて（生活支援員研修での事例検討の様子）



事例① 利用者の暮らしの一部について

「こんにちはー」

家の前で生活支援員の訪問を待つAさん。軽度の知的障害があり、家計管理を担ってきた夫が急死したため、事業を利用しています。

生活支援員は、玄関に並べられた靴や、洗われた食器から、Aさんの最近の様子をうかがいます。この日は訪問するやいなや、7枚の写真を見せてくれ、生活支援員が「綺麗に映ってはるね」と言うと、「こないだドライブ行つたときの」と嬉しそうに話します。デイサービスの行事の際の写真のようです。「1枚40円やつて」と、代金も気にしている様子。そこで生活支援員は、「今月のお小遣いから支払いましょうか。別の袋に入れとこか？」と提案します。Aさんも「そうしといて」と納得されました。

生活支援員はAさんからの依頼で、毎月の生活費を出金し、届けています。「先月の生活費は残ってはる？」と尋ねると、「もうゼロや」と笑って答えるAさん。生活支援員からの「上手に使つとつてやね」という言葉に、はにかみます。今月は、Aさんから事前に連絡のあった1万円が追加され、合計3万1千円。間違いがないか、Aさんと一緒に確認しながら手渡します。

訪問時には、公共料金の支払いや役所からの通知などの郵便物の確認もしています。生活支援員の説明のうえで、対応を相談します。Aさん自身では難しい支払いや手続きは、生

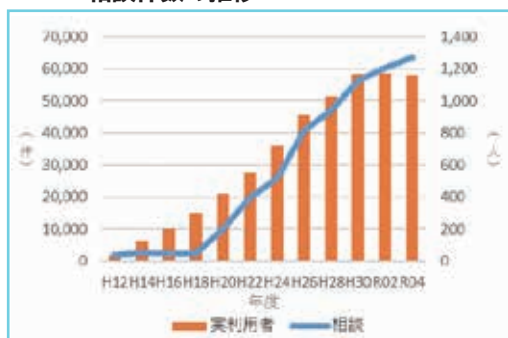
活支援員が代行することもあります。

この事業による日常的な支援は、Aさんの暮らしの一部として、Aさんにとつての「当たり前」の日々を支えています。

日常生活自立支援事業について

日常生活自立支援事業は、「措置から契約へ」という社会福祉制度の転換期を迎えるにあたり、認知症高齢者・知的障害者・精神障害者などの判断能力が不十分な方であっても、福祉サービスを自ら選択し、適切に利用するための援助を

【図1】日常生活自立支援事業 実利用者・相談件数の推移（※神戸市を除く）



目的として創設されました。近年、実利用者数は高止まり傾向ですが、相談件数は年々増加しています（図1）。

《事業の対象者と支援内容》

この事業の対象は、判断能力が不十分なた

めに在宅生活を送ることに不安がある方です。本人が事業内容を理解して「利用したい」という意思を示し、本人と社協が契約を結んで支援が開始します。

支援内容は、福祉サービスに関する情報提供や助言、手続き支援といった「福祉サービスの利用援助」を基本とし、必要に応じて「日常的金銭管理支援」や「書類等の預かりサービス」などを組み合わせます。

日常的金銭管理支援は、収入の範囲内でやりくりをするための手助けや、福祉サービスの利用料や医療費、公共料金、税金などの支払いの援助、金融機関での現金の払い戻し手続きの支援など、多岐にわたります。利用者と一緒に月々の収支計画を作成することで可視化したり、家賃・光熱費といった毎月の支払いを自動引き落としにしたりと、利用者の状態・状況に応じて支援方法は異なります。書類等の預かりサービスでは、日常的に使用する通帳や印鑑のほか、年金証書などの公的書類も社協で預かることができます。自身による紛失の不安や、第三者の悪用が懸念される場合など、リスクの軽減を図ることが目的です。本人に代わって契約行為や財産管理を行うこともできる成年後見制度とは異なり、本人の意思決定と日常生活の支援を行うことがこの事業の特色です。

《市町社協に配置された担当職員》

支援にあたるのは市町社協に配置された専門員と生活支援員です。専門員は、初期相談

から本人に関わり、判断能力や意思を見極めながら、支援計画の作成や契約締結手続き、定期的な訪問や面談によるモニタリング、支援計画の見直しなどを担います。支援計画に基づく具体的な支援活動は、主に生活支援員が行います。生活支援員は地域住民が担い手となることもあり、事例①のように、利用者の身近な立場から日々の暮らしを見守る存在です。生活支援員が本人の変化や希望・要望、困りごとなどを常にキャッチし専門員と共有して、支援内容に反映させていくことも重要です。



利用者の「今」を知るため、専門員と生活支援員の情報共有は欠かせません

専門員は、利用者本人の意思のもと、一人ひとりの「自分らしさ」を尊重した支援を組み立てることが求められます。朝来市社協の
上山聡史専門員
に、支援の実際
と、利用者に関
わりを続ける中
で得られた気づ
きや変化につい
て、事例ととも
に伺いました。

事例② 利用者本人の「生き方」を知る

Bさんは、おしゃれには妥協したくないという女性です。食費や光熱費を削ってでも美容やファッションに費やすため、預金残高はほとんどありません。生活費を優先してほし

いと考えた支援関係者からの勧めもあり、事業利用に至りました。しかし安定した生活のため助言をしても、Bさんは「私のお金やのになんで口を出すの」と拒否感を示しました。上山専門員は、それから何か月にもわたって関わりを続けるうちに、「Bさんだからこういうお金の使い方になっていて、これこそが『Bさんらしさ』なんだ」と考えるようになりました。美容やファッションが大好きなことも、そこにお金をかけるのは絶対に譲れないことも、Bさんの行動をみれば明らかだったからです。これを「浪費」ではなく、Bさんの「想いの表れ」であり「Bさんらしさ」として尊重したいと思うのは、Bさんの「生き方」を目の当たりにしたからだといえます。上山専門員は、「その人らしさ」というのは、一朝一夕に知り尽くせるようなものではないと話します。言葉として表現される要望が必ずしも本心ではないこともあれば、その背景に本人さえ自覚していない「想い」が隠されていることもあります。決して焦らず、少しでも相手を知ろう、理解しようと努力を続けることを大切にしているそうです。

事例③ 本人ができることを大切に

精神障害のあるCさんは、精神状態の波がお金の使い方に直結します。「気付くとお金がない」という状況が続くことに不安を覚え、事業を利用することになりました。Cさんは40代で、自分で金融機関へ出向くことや、入

出金の手続きには困りません。上山専門員は支援方針を検討する中で、Cさんができるところを大切にしたいと考えました。そこで通帳と印鑑は社協で預かり、支援日には生活支援員が通帳と印鑑を持参して金融機関でCさんと合流し、Cさん自身がお金をおろす方法を提案しました。生活支援員はそばで見守ります。Cさんからも「横にいてくれると安心」との意思が示され、支援を開始しました。支援は週1回で、前日までに専門員と出金額を相談する約束でした。しかし、調子が悪い時には増額の希望が際限なく繰り返されます。そのような状況をCさん自身はしんどく感じ、計画的な支援も難しくなっていました。

上山専門員はそれまで、手元の収支表と預かっている通帳を見比べ、出金の増額ができない理由を説明していましたが、収支表をつけたところから思い切ってCさんに委ねてみました。するとCさんは収支表を活用し、預金の範囲内で出金額を決められるようになってきました。もともと好きな本や服を買うことも続けつつ、やりくりをすることが、自然なこととして身についていったのです。

生活が安定してきたCさんは、自分で金銭管理をすることに自信がつき、次第に解約を希望するようになります。上山専門員は、Cさんの想いを尊重しつつ、ゆるやかに関わり続ける方法はないか、支援関係者と検討しました。結果、通帳と印鑑の預かりをやめ、Cさん自身が手元で管理をし、社協による支援は月1回の訪問のみに変更しました。すると、

Cさんのお金の使い方や通帳の残高が、まったく把握できません。ところが当のCさんは、それまで見たことがないほど生き生きとした表情で生活しているのです。さらに、お金の使い方が習慣化され、毎週支援をしていたときと同じようなリズムで、Cさん自身が支出をコントロールできていました。上山専門員は、「これまでの支援は無駄じゃなかった」と実感するとともに、「自分のお金を、自分で自由に使う」ことが、Cさんにとって「当たり前」だったはずで、大きな意味を持っていたのだと気づかされたと言います。

この事例では、Cさんが持つ力を奪わず、不安に感じることが時間をかけて克服し、Cさん自身の生きる力を高めることにつながりました。それと同時に、上山専門員にとっても「本人の想いに本当に寄り添えていたのか？」と振り返り、「本人の意思に任せてみよう」と考え直す機会になったそうです。

《専門員が大切にしていること》

県内（神戸市除く）では、上山専門員のほかにも、90余名の専門員がそれぞれの地域で奮闘しています。支援のあり方や専門員の役割について、実際に寄せられた声を紹介します。

- お金の使い方はその人の生き方。それを守ることこそが自分たちの仕事
- 支援者にとつての『安心』は、本人にとつての『権利侵害』かもしれない

● 誰にでも『失敗する権利』があり、絶対に奪ってはいけない。むしろ思い切り失敗していい。私たちは最後まで付き合う



市町を越えた専門員どうしでの学び合いが、地元での支援活動に生きてきます（専門員会議の様子）

には「無駄」に思えることが、本人にとっては何よりも大切であるということ。とは、誰にとつてもありうることです。「自分らしい暮らし」とはどういうものか、それを決めるのは他の誰でもない、その人自身なので

「自分らしく暮らす」ことの 実現のために

この事業では、利用者一人ひとりにとって

の「日常生活の自立」が目指されます。欲しいものがあるとき、行きたいところがあるとき、どうすれば実現できるかを一緒に考えます。本人の浪費を抑制したり、お金の使い道を指導するような強制力や権限はありません。一方で、お金の使い方が原因で、ライフラインが脅かされたり、借金を重ねてしまうこともあります。この事業はそうした課題への特効薬にはなりませんが、環境を調整し、利用者が安心して暮らせるよう努めます。利用者自身の意思決定の機会を奪うことなく、自己実現のプロセスに伴走するのです。

事業の利用者や相談の傾向から、単身世帯や身寄りのない方の増加、社会的孤立、加速し続ける高齢化といった社会的な課題が、判断能力に不安がある方の地域生活の基盤を脆弱にし、生活課題を深刻化させていることがみえてきます。こうした社会的なリスクは、今後ますます高まると予想されます。

どの地域のどんな境遇にある人も、人生の主役として、社会の一員として、「自分らしく」生きる権利があります。この事業は、「地域福祉権利擁護事業」の名称で始まりました。その名のとおり、判断能力が十分でない人が住み慣れた地域で安心して生活することを支え、権利擁護に資するものです。社協が担い手となることで、地域に根ざした権利擁護支援の入り口としての役割を果たしてきました。「自分らしく暮らす」ということは、誰にとつても特別なことではありません。すべての人が当然に、等しく保障されるべき権利なのです。

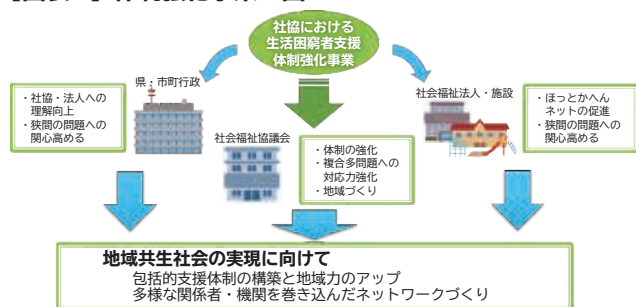
ほっとかへんネットワーク配置による体制強化 ～だれもが安心して暮らせる地域にむけて～

2年半にわたって取り組んだコロナ特例貸付。令和5年1月より償還が始まったものの、コロナ禍及び物価高騰で打撃を受けた社会経済情勢の回復は道半ばです。借受世帯をはじめとした生活困窮世帯では依然として安定した生活基盤を築くことが難しい中、生活再建に向けたフォローアップが社協をはじめとした関係機関によるネットワークでの取り組みが求められています。

そこで、本会では「社協における生活困窮者支援体制強化事業」を今年度から立ち上げ、県内社協に新たに担当職員「ほっとかへんネットワーク」を配置し、地域内のセーフティネットを充実することで、生活困窮者支援の体制強化に取り組んでいます。

今号では、同事業の県内社協の取り組みを紹介するとともに、ネットワークによる生活困窮世帯への支援について考えます。

【図表1】体制強化事業の図



県内社協の今年度の実施予定は図表2のとおりです。多くの県内社協では、借受人世帯への生活状況のアンケートや実態調査の実施、多機関と協働した地域課題への対応を予定しています。

ここで、生活課題の把握・分

「社協における生活困窮者支援体制強化事業」（以下、「体制強化事業」という）は、生活困窮者への支援を、社協だけで取り組むのではなく、図表1のとおり、県・市町行政、社会福祉法人・施設等と連携し、地域のネットワークで支援を強化していく事業です。

本事業は、特例貸付の借受世帯などからの返済や生活に関する困りごとの相談や情報の提供をおこなう「基本事業」、生活状況の把握、当事者の多様な参加、活躍の機会の創出や場づくりなど、支援策の充実・開発を行うことを目的とした「選択事業」で構成されます。

関係機関との協働による
生活困窮者支援体制づくり

【図表2】令和5年度県内社協の主な取り組み

基本事業	①相談支援	県内全ての市区町村社協が実施
	②情報提供・PR	
選択事業	①地域における生活課題の実態把握	36 社協実施 (87.8%)
	②地域・多機関と協働した地域生活課題への対応	34 社協実施 (82.9%)
	③当事者活躍支援	15 社協実施 (36.6%)
	④就労支援・中間就労の促進	13 社協実施 (31.7%)
	⑤その他、この事業の目的を達成するための事業	6 社協実施 (14.6%)

※県内全50市区町村社協（各区は神戸市とりまとめ）

（主な取り組み）

- ・自立相談支援機関と連携した生活実態の把握と個別支援の提供
- ・子育て世帯を対象としたファイナンシャルプランナーなどの専門職による相談会の開催
- ・生活困窮者の就労支援を目的とした市内社会福祉法人と連携した介護職員初任者研修会の開催

析を踏まえ、借受世帯の生活再建に向けた支援策の充実・開発を目指した県内社協の取り組みを紹介します。

事例① 宝塚市社協

市社協では、特例貸付により、これまでつながりのなかった世帯や新たな生活課題が顕在化されたことを受け、体制強化事業を活用し、借受世帯をはじめとした生活困窮世帯の生活状況把握と多機関協働による支援ネットワーク体制の構築を進めています。

特例貸付借受世帯の状況確認のアンケートを実施したところ、コロナ禍が3年以上経過した今もなお安定した収入を得ることができず、世帯の家計が改善されないなか、物価高騰がさらに追い打ちをかけ返済が難しい状況が明らかになりました。今後は、これを参考に、生活困窮世帯へのさらなる支援策の充実・開発に取り組んでいきます。

また、取り組みは始めている一例として、



丁寧に作業をする「いろいろ」の場（宝塚市社協）

市社協が後方支援を行い、生きづらさを抱えた当事者が就労に至るまでの居場所と交流の機会をつくっている「スマレン、sワークいろいろ（以下、いろいろ）」では、企業から仕事を受注して、作業の機会を

確保しています。ひきこもりがちな当事者が社会の一員であることを感じられる場になるように、当事者の力を生かした活動・参加の場として展開しています。特例貸付を利用した方の中には、いろいろへの活動参加を通して自信をつけ一般就労につながった方もいます。

今後、特例貸付利用者への支援に力を入れるとともに、社会福祉法人連絡協議会（以下、「ほっとかへんネット」）や民間企業等の多機関による連携強化を進めていきます。

事例② 太子町社協

町社協ではコロナウィルスの感染拡大を契機に生活に困っている方からの相談が多く寄せられました。そこで、町役場、NPO法人、民生委員児童委員協議会と連携しフードバン



窓口で寄付の品を預かる様子（太子町社協）

ク活動を実施。通年で食品や日用品の寄付を募り、必要とする方へ生活用品などを配布しています。

そして、今年度、地域での支えあい活動を社会福祉法人・施設が率先して進めていくことを目的に「ほっとかへんネット」の設立を呼びかけ、地域の高齢・障害・保育などの法人が一体となり、各法人の専門性を活かした住民向け相談会を計画しています。町社協に寄せられる相談は経済的な問題だけでなく、就労や子育てなど幅広く複合的な問題もあります。社会福祉法人が中心となった地域づくりの取り組みにより、多様な主体が参画し、連携することで、問題を解決に結び付ける資源を手厚くし、町民からの善意を広げていきながら、まずはできることから着実に取り組みを進めようとしています。

地域での包括的な支援体制づくりと地域力のアップにつなげる

2つの事例から、複雑・多様化する今日の生活課題は、社協だけで取り組めるものではなく、多職種・他機関とのネットワークによる支援が大切ということがわかります。また、市社協の事例のように、一般企業などさまざまな機関と連携することで、地域のセーフティネットの充実、ひいては包括的な支援体制づくりにもつながります。

紹介した事例だけでなく、県内社協では、丁寧な相談支援に取り組み

とともに、相談から見えてきた課題を地域の課題として共有し、関係機関とともに解決に向けて取り組んでいます。これは、相談者が抱えている問題を深刻化させないこと、そして問題が発生するのを防ぐための取り組みにつながり、地域力アップにつながります（図表3参照）。

本事業では「ほっとかへんネット」との連携を前面に打ち出しています。社会福祉法人・施設は、「ほっとかへんネット」の取り組みを通じて、これまで県内社協と連携してきました。生活困窮課題への取り組みは、両者のさらなる連携・協働が必要不可欠であることから、担当職員を配置し「ほっとかへんネットワーカー」としました。

今後も、本事業の推進に向けて、県内社協職員との情報交換の場づくり、相談支援のスキルアップの研修のほか、県内の実践事例の収集・発信、経営協をはじめとした関係機関との連携による生活困窮者支援の強化に取り組んでいきます。

【図表3】地域力アップにつなげる仕組み





“笑顔”と“共生のまちづくり”につながる取り組みをレポート

共生のまちづくり



子どもたちに寄り添う活動を支えるのはボランティア。ボランティア養成講座も行っています



動詞や形容詞などのカード。学習教材を手作りすることもあります

から配布されたお便りを確認するなど、日本語の理解に困っている保護者の支援も行っています。家族で外国から来た世帯、

子どもたちが日本語を学ぶ居場所
くみらいのきょうしつ
外国人や外国にルーツがある方にとって、言葉や生活文化の違いは、地域での孤立や生活上の不安につながります。困りごとがあっても、言葉の壁などから制度につながることでできない方やその子どもたちを支援したいと考えた、久保美和さんが日本語学習支援や学校の宿題などの教科学習支援を行う「くみらいのきょうしつ」を明石市内ではじめてことが「まんまるあかし」のはじまりです。平成27年に週1回からはじめた取り組みは、口コミで参加者が増え、現在では約30

多様な文化や習慣を
わかりあえるように
“きょうしつ”では日本語や学校の宿題の支援と合わせて、学校の宿題の支援と合わせて、学校

人の子どもたちが市内外から集まるようになりました。
子どもたちのルーツは、中国、フィリピン、インド、ネパールなどさまざまで、母国語も異なります。“きょうしつ”ではみんなの共通言語である日本語でコミュニケーションをとりますが、子どもたちにとっては、まだ勉強中の日本語を気楽に話すことができ学校とは違ったほっとできる居場所ともなっています。

国や文化の違いを認め合いながら共に生きる社会へ



日本で生まれたけれど両親は日本語を話せない子ども、流暢に話しているようでも読むことができない子どもなど、状況は様々です。一人一人に合わせた丁寧な支援が必要となります。

「まんまるあかし」のホームページでは、市の広報誌やハザードマップなどの生活に必要な情報を多言語で翻訳して掲載しています。また、文化の違いに慣れない国で子育てをしているお母さん向けの「外国人のママの会」も行っています。コロナ禍では、ワクチンの予約方法がわからないという相談もありました。久保さんは「さまざまな文化を身近に感じてもらう機会を増やすことで、自然に異なる文化を受け入れることができるのではないかな。外国籍の方々とも協働して、保育園や幼稚園での国際理解講座にも力を入れていきたい」と話してくれました。教室に通っていた人やその友人、地域の人など一緒に活動してくれる人は、どんどん広がっています。これからも言葉や文化で壁ができない、みんなが暮らしやすい地域を目指す「まんまるあかし」の活動に注目です。

取材を終えて

スタッフの方々は「大切なのは語学力より、相手を理解したいという思い」と、ジェスチャーや短い言葉で、子どもたちとコミュニケーションをとっていました。難しく考えすぎずに、目の前の人と分かりあおうという姿勢と多文化に触れ合う機会を地域で作る大切さを感じました。

「まんまるあかし」では、在住外国人の方や外国にルーツがある方も安心して暮らせるよう日本語学習の支援をしたり、多文化交流の講座やイベントを行ったりしているよ。



特定非営利活動法人多文化センター
まんまるあかし

場 所：明石市本町2丁目6-3 綱岡ビル2階
ホームページ：<https://manmaru-akashi.com/>



あなたのまちの 福祉活動

共生のまちづくりに
向けて市町社協が
関わるさまざまな
福祉活動を紹介します。



この活動を紹介してくれたのは

宍粟市社会福祉協議会

☎0790-72-8787

宍粟市社協

検索



聴覚障害者も地域の人も、ともに笑顔がはじけるまちに

令和4年10月、宍粟市内で初めてとなるポップコーン専門店「ヘレン・ケラー」がオープンしました。聴覚障害のある方（以下、「ろうあ者」）が接客をする店内は、手話が飛び交い笑顔がはじけます。お店を通じた地域の方々の交流とろうあ者が教える手話教室の取り組みを紹介します。

ろうあ者とともに働くお店をオープン

お店の代表を務めるのは、手話通訳者で40年以上にわたり市内外でボランティア活動を続けてきた中尾さん。東京にろうあ者が店主の居酒屋があることを知り、「いつか手話が飛び交い、聞こえる聞こえないに関わらずみんながつながり合える場所を作ることが夢だった」と話します。コロナ禍で店舗の空きが出たことを機に、交流のあったろうあ者3名と健聴者3名で運営する「ヘレン・ケラー」を開店しました。

ろうあ者のスタッフは、シフト制で週3日ほど就労し、ポップコーン（約10種類）やスイーツを作って販売します。スタッフの一人は「初めはポップコーンづくりや店番、接客に不安があった」と振り返りますが、「今では形の良いポップコーンが作れ、お客さんと楽しくコミュニケーションを取れるようになった」とにこやかな表情と手話で教えてくれました。

毎月約400～500袋を売り上げるポップコーンは、可能な限り有機栽培のコーンを使用しており好評。学生や子ども連れの家族、高齢者ら多くの方が来店するほか、ろうあ者の来店が今年1月から延べ140人に上るなど、お店がいろいろな方との出会いと交流の場になるとともに、暮らしの場面で声を掛け合う関係づくりにつながっています。市社協では、生きがいや社会参加につながる情報として“地域の宝物”リストに掲載したり、広報紙で紹介したりしています。

ろうあ者が先生となる手話教室

お店のもう一つの特徴は、ろうあ者がボランティアで教える手話教室。「生き生きとした手話を当事者本人から学ぶことが大事」と、週2日（火・土曜日）、無料で開講しています。手話と筆談で学ぶ手話教室には、地域住民をはじめ、手話をろうあ者の対応や接客に生かしたいと、うどん屋やコンビニエンスストアの店員ら約10名が通っています。「手話を理解してもらえると嬉しい。手話でのおしゃべりが楽しいので続けていきたい」と語る先生役の小瀬さんの手話にも熱が入ります。

中尾代表は、「お店と手話教室を通じて地域の中にろうあ者への理解と手話が広がってほしい」と語ります。最近は、地元農家の有機野菜の販売や市内のNPO法人と連携が始まり、次なる展開に期待が寄せられます。



「アイ ラブ ユー」
の手話で歓迎

地域の方が来店。
顔なじみになり、にこやかに
コミュニケーションを
とります



お店の営業時間は10時30分～16時30分（定休日は木・金曜日）。
メープルやキャラメルなどの甘い味のほか、野菜コンソメやカレーなどの
おつまみ系の味も取り揃えています

県内に拠点を置いて活動する自助グループを紹介します

セルフヘルプグループの

リアル

「ユニコーンはまだ眠っていて、暗いトンネルの中で外に出るタイミングを待っている」絵は、市内の小学生がひきこもりの子を持つ親の会をイメージして描いた。



ひだまりの会 ～子どもを思う親の会～

ひだまりの会は、中高年のひきこもりの子どもがいる親の会です。「親も高齢化してきたので子どもの将来が心配」「年金だけの生活や持病が不安」など、同じ悩みを持つ親が情報交換・交流しています。今回は、数十年間ひきこもり生活が続く息子の父親であり、設立当初からの参加者であるAさんにお話を伺いました。

グループの概要

名 称 ひだまりの会～子どもを思う親の会～
活動日時 毎月第4木曜日 午後3時～午後4時
活動場所 芦屋市保健福祉センター1階 高齢者交流室
H P 芦屋市社会福祉協議会
<https://ashiya-shakyo.com/>
電 話 芦屋市社会福祉協議会
0797-31-0681



Q1. グループに参加したきっかけとグループ名の由来は

A. 子どものひきこもりに悩んでいたところ、地域の方の紹介で芦屋市社協とつながり、同じようにひきこもりの子どもがいる2人のお母さんと出会いました。近隣の市にはひきこもりの子を持つ親の会があることを知り、相談したところ、定期的に話をする場を持つことができるようになりました。

活動を続ける中で、会に名前をつけることになり、ほんのりあたたかい名前が良いということで、発足メンバーによって「ひだまりの会」が選ばれました。

Q2. 現在はどのような活動を行っていますか

A. 月に1度、集まって話をする場を大切に続けています。子どものことに限らず、親自身の近況や悩みなどについて、自由に話をしています。「子どものお小遣いはどうしているか」「散髪はどうしているか」「親にもしものことがあった時のためのメッセージ（手紙）は事前に用意しているか」など、同じ境遇であればこそその悩みについて話すこともあります。また、社協内のスペースで開催していることもあり、社協職員から福祉制度や事業などの情報提供を受けることもあります。

Q3. この活動に参加して思うことは

A. ひきこもり状態にある人は、全国に100万人以上いると言われていますが、ひきこもりになった理由も家庭の事情も多種多様です。中には、福祉制度からこぼれ落ちてサポートを受けることができない人もいます。

そんな時に、たとえ全てを理解し合うことはできなくても、話を聞いてもらえるだけで、自分のことを見てくれている人がいるという気持ちになれます。

親が集まって話すことで、子どもが急に外に出られるようになるわけではありませんが、人とのつながりは困った時の命綱になります。自分たちの経験を共有することが役に立ったり、追い詰められた時に助けを求める場所として「ひだまりの会」が思い浮かんだりするのであれば、こんなに嬉しいことはありません。

福祉人材の確保に向けて
「就職説明会等のご案内」

福祉人材センターでは、福祉の仕事に興味・関心をお持ちの方に対し、福祉の仕事の紹介・斡旋をはじめ、資格取得に関する相談・貸付などに応じています。

今年度は、県内3会場（姫路・明石・西宮）で福祉の就職説明会を開催するほか、福祉の就職総合フェアや福祉の職場見学バスツアーなども実施する予定です。

福祉の就職説明会 in HYOGOの開催日程

会場	日時	出展 (予定)	場所
姫路	9月2日(土) 13:00~16:00	18 法人	ホテル日航姫路
明石	9月9日(土) 13:00~16:00	26 法人	あかし市民広場
西宮	10月14日(土) (午前) 10:00~13:00 (午後) 14:00~17:00	各 23 法人	西宮市フレンテ ホール

※福祉の就職説明会などのイベント情報や福祉体験学習事業、福祉のしごと職場見学バスツアーなどの情報はホームページにも掲載しています。ご覧ください。



寄付・寄贈のお礼

5月26日、神戸市内で開催された一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会の第63回定時総会において、同協会から県社協に50万円の寄付があり、入江会長から感謝状を贈呈しました。

同協会では、社会貢献活動の一環として事務所や会議・研修などの会場に募金箱を設置し、長年、社会福祉の増進のために募金活動に取り組まれています。

今回寄せられた寄付金は、県社協2025年計画に基づく各種事業を推進するために活用させていただきます。



柴田茂徳会長に感謝状を贈呈しました。同協会からの寄付は6回目となります

6月23日、兵庫ヤクルト販売株式会社から神戸市須磨区社会福祉協議会へ車両が寄贈されました。

同社は社会貢献活動の一環として「福祉ヤクルト運動」を展開し、地域福祉の向上に多年にわたって取り組まれています。平成15年度から始まった車両の寄贈は、延べ27台となり、県内の市町社協で広く活用されています。温かな善意に対し、ここに感謝申し上げます。



車体にはヤクルトと神戸をイメージしたイラストが描かれています

寄付・寄贈のホームページ
<https://www.hyogo-wel.or.jp/topics/donation.php>



県社協の役員改選について

本会の役員任期が満了することに伴い、去る6月28日に第217回評議員会（定時評議員会）が開催され、新たな理事・監事が選任されました。任期はいずれも令和7年度の定時評議員会終結の時までとなります。

また、同日に開催された第291回理事会において、本会の正副会長が選出されました。会長には入江武信氏、副会長には谷村誠氏（兵庫県社会福祉法人経営者協議会会長）、大江秀謙氏（兵庫県民生委員児童連合会会長）、玉田敏郎氏（神戸市社会福祉協議会理事長）が再任され、田口勝彦氏（丹波市社会福祉協議会会長）が新たに副会長に選任されました。また、常務理事には尾山健司氏が再任されました。

県社協では、新たな役員体制のもと、2025年計画に掲げた「つながり笑顔輝く 共生のまちづくり」を目指した取り組みを進めます。

令和5年度ひょうごボランティア基金助成事業（ボランティアグループ・団体向け）の募集について

県民の地域活動への主体的な参加を促し、ボランティア活動の裾野を拡大するとともに、県民自らが行うボランティア活動の支援を通じて、活動の安定的かつ継続的な発展を図るボランティアグループ・団体に対して助成を行います。

□エントリー期間

令和5年7月1日（土）～
8月10日（木）

□助成額

1グループ・団体あたり
2万円が上限の全団体一律
同額

詳細についてはひょうごボランティアプラザのホームページをご覧ください。
https://www.hyogo-vplaza.jp/grant_donation/plaza_grant/grant_v.html



第42回全国社会福祉法人経営者大会（兵庫大会）募集開始

第42回全国社会福祉法人経営者大会が、9月21日・22日に神戸ポートピアホテルで開催されます。ぜひご参加ください。

■日程

9月21日（木）・22日（金）

■会場

神戸ポートピアホテル

■テーマ

「わがまちの未来を切り拓く
～いまある「フクシ」を
超えていくために～」

■参加費

全国経営協会法人からの
参加者
1名あたり3万円
非会員法人等からの参加者
1名あたり4万円

詳細・参加申込は専用サイトを「ご覧ください」。



みんながみんなの幸せを考える会社です。

健康維持、セルフメディケーションをサポートします。
家庭用常備薬等の斡旋をご利用ください。



〒535-0002
大阪市旭区大宮4丁目18番18号
TEL (06) 6952-7015 (代表)
(06) 6952-7137
https://ryowa.website
https://ryowa.online/
斡旋以外でも購入可能です。



ご予算・ご要望に応じた記念品のご相談承ります。

事業所向け医薬品、防疫薬品、医薬部外品、食品（健康食品・非常食）健康関連用品、防災用品、日用雑貨、名入れ記念品等販売

経営理念

私たちは「人と人との出会い」と
そこから生まれる「コミュニケーション」を大切に、
心豊かな社会の発展に貢献します。

私たちはお客様と心のお付き合いをし、
ごだわりに応えるサービスと
商品を提供します。

私たちは地域の一員として、
内外で人々の交流の場を創出し、
地域社会の発展に寄与します。

私たちは一人一人が資質の向上に努め、
お互いが信頼できる風通しの
良い会社を築きます。



〒650-0032
神戸市中央区伊藤町121 神戸伊藤ビル2階
Tel: 078-321-5005
Fax: 078-321-5019